

札幌市計画骨子案(構成及び記載方針、ポイント)

章	節・項	タイトル(仮称 ※地震災害対策編との整合性を踏まえて決定)	記載方針・ポイント
1 総則	1-1	計画の目的と柱	■計画の目的、基本的な方針等を記載
	1-2	計画の性格	■国、道の計画、指針(見直し中)との関係等を記載
	1-3	原子力防災対策の範囲と考え方、本市の位置付け	■原子力防災における本市の位置づけを記載 ※泊発電所の概要 ※人口、風向・風速・積雪等 ※本市の泊発電所からの距離は40-80km ※一方で原子力発電所周辺市町村の避難住民の受入れがあり得る
	1-3-1	泊発電所の概要	
	1-3-2	発電所からの距離と防護対策	
	1-4	計画の基礎とするべき災害の想定	■計画の基礎とするべき災害の想定について記載 ※泊発電所の過酷事故を想定(福島事故相当を基本とする) ※関係町村からの受入・支援を行う立場を明記することがポイント ※複合災害を念頭におく必要がある(複合災害時は地震災害対策編と合わせて運用、原子力災害対策編自体は単一の原子力災害の対応を想定して記述等)旨を記載
	1-4-1	被害想定	
	1-4-2	関係町村域を超えて本市避難所へ避難	
	1-4-3	地震との複合災害	
	1-5	市、防災関係機関及び市民等の役割	■原子力災害時における市民・企業等の役割を記載 ※市計画(地震対策編)、道計画等を踏まえて精査 ※原子力事業者は、原子力施設の使用・運転管理に万全の措置を講ずる。
	1-5-1	原子力事業者等の責務・役割	
	1-5-2	国の活動	
	1-5-3	道の活動	
	1-5-4	道警察の活動	
	1-5-5	市消防局の活動	
1-5-6	市の活動		
1-5-7	企業・市民の役割		

章	節・項	タイトル(仮称 ※地震災害対策編との整合性を踏まえて決定)	記載方針・ポイント
2 災害 予 防 対 策	2-1	災害予防対策の基本方針	■災害予防対策における基本的な方針を記載
	2-2	情報の収集・連絡体制等の整備	■事故、異常時の情報収集体制の整備について記載 ※事業者の判断に基づき迅速に防護対策を決定するため、夜間休日連絡先、受信情報に基づく意思決定者/代行者を明記
	2-2-1	事業者との通報連絡体制の整備	
	2-2-2	道、関係町村等の通信連絡体制の整備	
	2-2-3	情報の分析整理	
	2-2-4	受信情報に基づく意思決定プロセス	
	2-2-5	通信手段の整備	■防災対策上必要な各種資料の収集・整理に努める旨、道・周辺町村との調整を要する課題(安定ヨウ素剤や避難住民の受入・支援等)の計画の具体化に向け調査研究を行う旨等を記載
	2-3	防災対策資料の整備	
	2-3-1	発電所に関する資料	
	2-3-2	社会的/自然的環境に関する資料	
	2-3-3	判断基準に関する資料	
	2-3-4	対応資源に関する資料	■各種災害応急対策の実施のため体制整備等について記載 ※【2-4-1】原子力緊急事態宣言発出に加え、事業者の判断に基づき迅速に防護対策を行う場合を想定した体制が重要。 ※【2-4-2】空間放射線量率0.5 μ Sv/h、【2-4-3】特定事象発生通報や原子力緊急事態宣言、EALに応じた配備基準 ※【2-4-9】関係町村からの受入及び後方支援拠点の立場を明記 ※【2-4-12】主体は道となるが、市としての活動内容及び道との連携について記載(道計画を参考) ※【2-4-13】市として独自に行う平時/緊急時モニタリング体制を記載
	2-4	災害応急体制の整備	
	2-4-1	事業者の判断に基づき防護対策を行う体制等の整備	
	2-4-2	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	
	2-4-3	災害対策本部体制等の整備	
	2-4-4	防災関係機関相互の連携体制	
	2-4-5	広域緊急援助隊	
	2-4-6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	
	2-4-7	自衛隊派遣要請体制	
	2-4-8	緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	
	2-4-9	広域的な応援協力体制等	
	2-4-10	専門家の派遣要請手続き	
	2-4-11	避難所等運営体制	
	2-4-12	救護所運営・スクリーニング実施体制	
	2-4-13	放射線モニタリング体制	
	2-5	屋内退避等に係る体制の整備	■「札幌市民」を対象とした屋内退避、避難、「発電所周辺町村の避難住民」を対象とした避難所等での受入れ、について位置づけを記載 ■EAL・OILに基づく判断基準を整備 ■避難所運営に係る体制は、自然災害対策との共通項が多いことから、市の他計画との整合をとって記載
2-5-1	判断基準の整備(屋内退避、避難等)		
2-5-2	対象者等の把握		
2-5-3	屋内退避計画等の作成		
2-5-4	屋内退避体制等の整備		
2-5-5	避難所等の整備		
2-5-6	避難所設備等の整備		
2-5-7	災害時要援護者への対応体制の確保		

章	節・項	タイトル(仮称 ※地震災害対策編との整合性を踏まえて決定)	記載方針・ポイント
	2-5-8	住民等の屋内退避及び避難状況の確認体制の整備	
	2-5-9	屋内退避・避難等の周知体制の整備	
	2-6	緊急輸送活動体制の整備	■PAZなど緊急性の高い地域との相互の輸送を迅速・円滑に行うための広域的な交通管理体制の整備を前提に、市が協力できる事項を記載 ※主体は道警となるが、市道の状況把握や積雪期における除雪が必要 ※市の「大雪時の対応指針」との整合性とする必要あり
	2-6-1	専門家の移送体制の整備	
	2-6-2	交通管理体制等の整備	
	2-6-3	積雪期の対応	
	2-7	防護資機材等の整備	■市域内での応急的な救助・救急・消火等のニーズは考えにくいため主としてモニタリング資機材や安定ヨウ素剤の整備方針を記載 ※安定ヨウ素剤の備蓄方針については要確認
	2-7-1	医療活動用資機材及び緊急時被ばく医療活動体制等の整備	
	2-7-2	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
	2-7-3	安定ヨウ素剤の備蓄	
	2-7-4	除染用資機材の整備	
	2-7-5	教育施設へのモニタリング資機材等の整備	
	2-8	住民等への的確な情報伝達体制の整備	■原子力災害の発生後時間経過に応じた情報ニーズを整理し、適時・的確に情報伝達を行うため、広報文例作成、報道機関との連携強化、相談窓口等の体制整備等について記載 ※災害時要援護者等に対する情報伝達体制については、自然防災体制との共通事項
	2-8-1	情報項目の整理	
	2-8-2	情報伝達手段の整備等	
	2-8-3	住民相談窓口の準備	
	2-8-4	災害時要援護者等に対する情報伝達体制の整備	
	2-9	関係町村からの避難住民の受入・支援体制の整備	■発電所周辺町村からの受入、支援に関する事前協議の必要性について記載 ※発電所周辺町村からの受入・支援は、札幌市独自の項目として重点を置く ※町村域を超えた避難は道が主導的に調整を行うこととされており、道との調整や、対象町村との役割分担の協議が必要
	2-9-1	避難対象者等の把握	
	2-9-2	市の対応資源の確認	
	2-9-3	受入計画の作成	
	2-9-4	支援計画の作成	
	2-10	除染体制の整備	■除染体制、資機材、支援業者の確保等に関する事前準備事項について記載
	2-11	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	■市民に対する原子力防災に関する知識の普及啓発について記載 ※札幌市では原子力災害に対する取組を開始した段階であり、市民に対する原子力災害の基礎知識や避難時携行品の普及啓発は重要な論点の1つ。(パンフレット等)
	2-11-1	住民に対する普及啓発	
	2-11-2	教育機関における普及啓発	
	2-11-3	災害時要援護者への配慮	
	2-12	防災業務関係者に対する研修	■原子力防災に係る人材育成のため市の方針を記載
	2-12-1	防災業務職員等に対する研修	
	2-13	防災訓練等の実施	■広域化を想定した道・関係町村との連携訓練等への取組を記載
	2-13-1	訓練の実施	
	2-13-2	国の総合的な原子力防災訓練への参画	

章	節・項	タイトル(仮称 ※地震災害対策編との整合性を踏まえて決定)	記載方針・ポイント
3 災害 応急 対策	3-1	災害応急対策の基本方針	■災害応急対策における基本的な方針を記載
	3-2	応急対策業務の体系	■応急対策業務の全体像、流れを整理
	3-3	情報の収集・連絡	■事故・災害発生後の情報収集・連絡の方法について記載 ※実効的な連絡方法を確立しておくことが重要
	3-3-1	特定事象発生情報等の連絡	
	3-3-2	応急対策活動情報の連絡	
	3-3-3	各種被害情報の収集	
	3-3-4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	
	3-4	活動体制の確立	■市対策本部の立ち上げ、移行、体制等について記載。また、専門家や外部機関への支援要請等の手続きについて記載 ※市本部の体制について、道の活動体制を踏まえて記載。予防的措置の実施を考慮した対応体制を記載
	3-4-1	災害対策本部	
	3-4-2	専門家の派遣要請	
	3-4-3	応援要請及び職員の派遣要請等	
	3-4-4	自衛隊の派遣要請等	
	3-4-5	防災業務関係者の安全確保	
	3-4-6	積雪期の対応	
	3-5	緊急時モニタリングの実施	■市として行う緊急時モニタリング計画を記載 ※道(原子力環境C)、関係町村、事業者等との連携体制を前提とする ※停電等でモニタリング情報が得られない場合の対応も記載
	3-5-1	緊急時モニタリング体制	
	3-5-2	緊急時モニタリングの実施	
	3-5-3	緊急時モニタリング結果の報告	
	3-6	屋内退避等の防護活動の実施	■屋内退避の対策、避難等を中心に記載 ※屋内退避の解除の基準等についても記載 ※避難の方法・経路等の調整、住民の搬送、避難所の設置・運営、避難者のスクリーニング・健康相談、飲食物、生活必需品等の供給、家畜・ペット対策、ボランティア等の受入、応急住宅の確保等
	3-6-1	防護対策の決定	
	3-6-2	屋内退避の指示	
	3-6-3	屋内退避の方法	
	3-6-4	避難の実施	
3-6-5	防災業務関係者の防護対策		
3-6-6	災害時要援護者への配慮		
3-6-7	飲食物、生活必需品等の供給		
3-6-8	安定ヨウ素剤の取り扱い		
3-6-9	屋内退避の解除		
3-7	社会的混乱防止	■社会的混乱の防止のための対策について記載 ※交通関係の主体は道警 ※市としては、自主避難者等の発生への対応、買い占め等への対策のため、適時・適切な情報提供に努める旨等を記載	
3-7-1	交通規制等の実施		
3-7-2	市が実施すべき対策(自主避難、買い占め等への対策)		
3-8	飲料水、飲食物の摂取制限等の実施		

章	節・項	タイトル(仮称 ※地震災害対策編との整合性を踏まえて決定)	記載方針・ポイント
	3-8-1	飲料水、飲食物の摂取制限	<p>■ 飲食物摂取制限・出荷制限のための各種測定、分析、判断、制限措置の実施手続き等について記載</p> <p>※国の指示に加え実用介入レベル(OIL)に基づき判断する枠組みを記載</p> <p>※継続的な測定体制について記載</p>
	3-8-2	農林水産物の採取及び出荷制限	
	3-8-3	水道水中の放射性物質測定	
	3-8-4	食品中における放射性物質測定	
	3-8-5	学校給食に関する放射性物質測定	
	3-8-6	下水汚泥等の放射性物質測定	
	3-8-7	河川等の放射性物質測定	
	3-9	緊急輸送活動の実施	<p>■ PAZなど緊急性の高い地域との相互の輸送を迅速・円滑に行うための広域的な交通管理体制の整備を前提に、市が協力できる事項を記載</p> <p>※主体は道警となるが、市道の状況把握や積雪期における除雪が必要</p> <p>※市の「大雪時の対応指針」との整合性とする必要あり</p>
	3-9-1	緊急輸送活動	
	3-9-2	緊急輸送のための交通確保	
	3-9-3	積雪期の対応	
	3-10	緊急被ばく医療活動の実施	<p>■ 緊急被ばく医療活動について市が協力すべき事項を記載</p> <p>※緊急被ばく医療の主体は道であり、市としては例えば以下について実施</p> <p>・スクリーニング実施時の住民説明</p>
	3-10-1	緊急被ばく医療活動の基本的体制	
	3-10-2	避難所等で周辺住民等に対し緊急被ばく医療活動を実施する場合の体制	
	3-10-3	緊急被ばく医療活動等の実施	
	3-11	住民等への的確な情報伝達活動	<p>■ 迅速な行動の促進、安心情報提供のため、的確・適切な情報伝達活動について記載</p> <p>※原子力防災対策の要は情報であり、市民への情報提供が対策のポイント</p> <p>※情報の種別に応じて適切な対応をとる(以下のバランスが重要)</p> <p>・事実情報:放射線量や事故状況は解釈を加えず迅速に提供</p> <p>・評価情報、対応行動情報:情報の一元管理、社会的混乱防止</p> <p>※多様な手段の組み合わせにより広報を実施(道の記載方法を参考)</p>
	3-11-1	迅速・的確な情報提供	
	3-11-2	防災関係機関の行う広報	
	3-11-3	災害時要援護者等に対する情報伝達	
	3-11-4	住民等からの問い合わせに対する対応	
	3-12	発電所周辺町村からの避難住民の受入・支援	<p>■ 発電所周辺町村からの受入、支援の手続きについて記載</p> <p>※発電所周辺町村からの受入・支援は、札幌市独自の項目として重点を置く</p> <p>※町村域を超えた避難は道が主導的に調整を行うこととされており、道との調整や、対象町村との役割分担の協議が必要</p> <p>※例えば、下記項目について、関係町村と連携する</p> <p>・住民の搬送</p> <p>・関係町村行政機能の代替拠点の確保</p> <p>・被災地外からの支援の総合調整</p> <p>・二次避難先、応急住宅の確保 等</p>
	3-12-1	発電所周辺町村の支援ニーズの把握	
	3-12-2	道との連絡調整	
	3-12-3	避難方法・経路等の調整、搬送	
	3-12-4	避難所の設置・運営	
	3-12-5	避難者のスクリーニング・健康相談	
	3-12-6	飲食物、生活必需品等の供給	
	3-12-7	安定ヨウ素剤の取り扱い	
	3-12-8	災害時要援護者への配慮	
	3-12-9	家畜・ペット対策	
	3-12-10	関係町村行政機能の代替拠点の確保	
	3-12-11	ボランティア等の受入	
	3-12-12	二次避難先・応急住宅の確保	

章	節・項	タイトル(仮称 ※地震災害対策編との整合性を踏まえて決定)	記載方針・ポイント
4 災害復旧対策	4-1	災害復旧・復興対策の基本方針	■災害予防対策における基本的な方針を記載
	4-2	放射性物質による汚染の除去等	■札幌市内における除染活動について除染計画の作成、除染の実施、市民への報告等の手続きについて記載 ※道、専門的機関、業者との連携により、放射性物質の除去・除染を実施(道計画を参考)
	4-2-1	住居・土壌・農地の除染	
	4-2-2	廃棄物等の一時保管・搬送	
	4-2-3	子供の安全に配慮した学校・公園等の除染	
	4-3	各種制限措置の解除	■屋内退避・避難の解除基準、住民の一時帰宅(立入)について記載
	4-3-1	各種指示の解除	
	4-3-2	各種制限措置の解除	
	4-4	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	■モニタリング結果の公表方法、汚染状況図の作成等について記載
	4-5	心身の健康管理・医療	■相談窓口の設置、健康調査の方法等について記載 ※心身の健康管理は、原子力災害時には重要な対策となる ※巡回健康相談の実施、道との連携
	4-5-1	相談窓口の設置	
	4-5-2	健康影響調査の実施	
	4-6	損害賠償の請求等に必要資料の作成	■市内企業や市民の損害賠償手続きについて記載
	4-6-1	被災住民の登録	
	4-6-2	損害調査の実施	
	4-6-3	災害対策措置状況の記録	
	4-7	風評被害等の影響の軽減	■風評被害等の影響の軽減のための対策について記載 ※モニタリング情報等の積極的な情報公開が重要となる ※道都として、市民の責任ある行動が重要であることを記載 ※市長安全宣言の実施、周知活動について記載
	4-7-1	市内産農産物の売り上げ減少への対応	
	4-7-2	観光客・修学旅行生の減少への対応	
	4-7-3	販売促進・観光誘致活動	
4-7-4	風評被害等の影響を受けた中小企業者、被災農林業者等に対する支援		
4-7-5	放射線被ばくについての人権侵害をなくすために		
4-8	発電所周辺町村の避難住民に対する中長期的支援	■受入れた避難住民等に対する中長期的な支援策について記載 ※中長期的な行政機能の支援 ※転校手続き、代替校舎の提供等(道計画を参考) ※町村域を超えた避難は道が主導的に調整を行うこととされており、道との調整や、対象町村との役割分担の協議が必要	
4-8-1	地域コミュニティ維持		
4-8-2	就労・就学支援		

※「節・項」または「タイトル」については、今後の計画の記載にあたり、必要に応じて統廃合することがある。